

令和2年度神奈川県公立高等学校の入学者の
募集及び選抜実施要領等に係る取扱いについて

令和2年度

実施要領等 取扱い

令和元年 11 月

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課

令和２年度神奈川県公立高等学校の入学者の
募集及び選抜実施要領等に係る取扱いについて

項 目	募集及び選抜実施要領の 主な関連規定及びページ	本 紙 ページ
I 調査書の取扱いについて	§ 1 IIIの４の(1)	7 1
II 学力検査当日及びその前日等において大雪その他非常事態が発生した場合の措置等について	§ 1 Vの２の(1) VIの２の(1) IXの４	10 15 18 5
III 面接・特色検査等実施日において大雪その他非常事態が発生した場合の措置について	§ 1 Vの２ VIの２ IXの４	10 15 18 10
IV 海外からの移住者等を保護者とする志願者に対する受検方法等の取扱いについて	§ 1 IIIの２の(5) Vの７	6 14 11
V 障害等のある志願者に対する受検方法等の取扱いについて	§ 1 IIIの２の(6) Vの８	6 14 14
VI 志願変更に伴う受検方法等申請書の取扱い及び志願資格の確認について	§ 1 IVの３の(1)、(2)	9 16
VII 長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱いについて	§ 1 IIIの２の(7) IVの３ Vの９	6 9・10 14 17
VIII 志願取消及び入学辞退について	§ 1 VIIIの５ IXの１	18 18 19
IX 山梨、静岡両県の本県に隣接する地域に居住している者の志願について	§ 1 VIIの１の(1)のイ	16 20
X 県立海洋科学高等学校における志願資格の特例	§ 1 VIIの１の(1)のウ	16 20
XI 不完全な受検の取扱いについて	§ 1 Vの６	12～14 21
XII 学力検査等における不正行為又は妨害行為があった場合の措置について	§ 1 Vの６の(2) VIIIの２	12～14 18 24
XIII 募集定員の内訳としての募集人員の算出方法並びに横浜市立及び川崎市立の高等学校における学区外入学許可限度数の算出方法について	§ 1 IIIの３ Vの６の(1)	6・7 12 25
XIV 共通選抜において募集人員より合格者数が少なかった場合や、合格者から辞退者が出た場合の対応について	§ 1 Vの６の(1)のイ VIの５の(1)、(2) § 2 Vの５の(1)、(2)	12 15・16 21・22 26
XV 追検査について	§ 1 Vの５ § 3 Vの５ § 6 Vの５	11・12 24 33・34 27
XVI その他	§ 1 IIIの２の(1) VIIの２の(2)、(3)	5・6 17 28

I 調査書の取扱いについて

1 平成30年4月1日以降に県内公立中学校等の新設、統合等があった場合における調査書（第11号様式）の学籍の記録欄等の記載については、次により取り扱う。

- (1) 県内の公立中学校において、新設、統合等により生徒の異動があった場合、上段の入学中学校名は統合前の中学校名を記入する。中段の転入学の欄は記入しない。下段は、卒業見込・卒業の年月のみを記入する。（いずれの欄も、該当する箇所を○で囲む。）

例) 平成29年4月 ○○市立△△中学校入学
 平成30年4月 } ○○市立◇◇中学校 } 記入しない
 平成31年4月 } に統合により異動 }
 令和2年3月 ○○市立◇◇中学校

平成	令和 29 年 4 月	○○市立△△ 中学校	第 1 学年	入学	編入学
平成・令和	年 月	中学校	第 学年	(この欄には記入しない。)	
平成	令和 2 年 3 月	同 中学校	卒業見込	卒業	

本書の記載事項に誤りがないことを証明する。 令和2年 ▲ 月 ▲ 日

中学校名 ○○市立◇◇中学校

校長氏名 ●● ●● 印 記載者氏名 ◆◆ ◆◆ 印

- (2) 平成30年4月1日以降に、新設、統合等があった県内の公立中学校等は次のとおり

設置者	新設、統合等の期日	新設、統合等の前の校名	新しい校名
松田町	平成31年4月1日	松田中学校・寄中学校	松田中学校

2 調査書の送付にあたっては、（参考様式1）にならない、送付書を添付する。また、これらを受領した高等学校は、速やかに（参考様式2）にならない、受領書をFAX等により返信する。

3 定通分割選抜及びすべての課程の二次募集に志願する者がいる中学校の校長は、志願者に本人の調査書を持参させる場合、次により取り扱う。

- (1) 中学校の校長は、（参考様式3）にならない、送付書と受領書を作成する。その際、受領書については、受検番号と日付以外の部分を記入したものを作成する。これを調査書に添付し、厳封の上持参させることとする。
- なお、厳封する封筒には、志願者の名前と在籍（出身）中学校が分かるようにするとともに、「調査書在中」と記入（ゴム印可）する。
- (2) 志願者本人が持参した調査書を受領した高等学校は、志願者の目に触れない場所で開封し、持参した調査書が志願者本人のものであることを確認する。確認後、同封された送付書と受領書を切り離し、受領書に受検番号及び日付を記入し、担当者の受領印を押印して志願者に返却するとともに、受領書を中学校に届けるよう指示する。

(参考様式1)

令和 年 月 日

立 高等学校長 殿

立 中学校長
(公 印 省 略)

送 付 書

次の書類を送付いたします。

記

調査書	通
-----	---

以 上

問合せ先

〇〇〇立〇〇中学校 副校長（教頭）

電話 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

FAX (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

(参考様式2)

令和 年 月 日

立 中学校長 殿

立 高等学校長
(公 印 省 略)

受 領 書

次の書類を確かに受領いたしました。

記

調査書	通
-----	---

以 上

問合せ先

〇〇立〇〇高等学校 副校長（教頭）

電話 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

FAX (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

(参考様式3)

令和 年 月 日

立 高等学校長 殿

立 中学校長
(公 印 省 略)

送 付 書

本校生徒 _____ の調査書を送付いたします。

問合せ先

〇〇〇立〇〇中学校 副校長(教頭)

電話 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

FAX (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

令和 年 月 日

立 中学校長 殿

受 領 書

受 検 番 号

志願者氏名 _____

上記志願者の調査書を確かに受領いたしました。

立 _____ 高等学校

受領確認 (印)

Ⅱ 学力検査当日及びその前日等において大雪その他非常事態が発生した場合の措置等について

大雪、暴風雨、地震、火災等により交通の不通、学力検査会場の滅失、破損等（以下「非常事態」という。）が発生し、公立高等学校の入学選抜のための学力検査の実施が、県内の全域又は一部の地域において不可能となることが予想される場合には、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

1 事前の受検者への周知

中学校長は、検査前に受検者に次の事項の周知を徹底する。

- (1) 中学校長は、学力検査実施については、当日6時29分前後のラジオ日本（6の(1)を参照）、6時30分以降のテレビ神奈川（6の(2)を参照）、又は6時30分以降のウェブページ上（6の(3)を参照）で確認するよう受検者に周知する。
- (2) 中学校長は、受検者が検査会場へ向かう途中、交通機関の遅延が生じた場合は、安全に留意して会場に向かうよう努め、可能であれば中学校に連絡することを受検者に周知する。
- (3) 中学校長は、交通機関の遅延によって受検者が検査に遅刻して学力検査の一部又は全部を受検できなかった場合、事由報告書の提出により選考の対象となることを受検者に周知する。

2 学力検査前日の対応

学力検査当日に、大雪や暴風雨等が予想される場合は、次のように対応する。

- (1) 学力検査前日の問合せは、神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課入学選抜・定員グループ（(045)210-8084）とする。
- (2) 神奈川県教育委員会は、大雪や暴風雨等が予想され、学力検査当日、午前6時から緊急待機を行う必要がある場合は、各県立高等学校長、教育事務所長並びに横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市教育委員会指導事務主管課長（以下「4市課長」という。）に待機の連絡をする。

学力検査前日が休日の場合は、関係機関との連絡方法を事前に確認しておく。各教育事務所長は所管の市町村教育委員会及び各公立中学校長との、4市課長は所管の市立中学校長及び市立高等学校長（相模原市は除く。）への連絡方法を事前に確認しておく。

なお、神奈川県教育委員会は、学力検査当日の緊急待機の有無について、前日の午後4時までに、各県立高等学校長、各教育事務所長及び4市課長に連絡をする。

3 情報の収集

神奈川県教育委員会は、関係機関と連絡を図り、次に掲げる情報の収集に努める。各県立高等学校長及び各教育事務所長は、重要な情報（ただし、周知の情報を除く。）を察知したときは、直ちに高校教育課長あてに、電話その他の手段により、連絡を行わなければならない。

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 状況・規模
- (4) 将来の見通し
- (5) 学力検査に及ぼす影響
- (6) その他

なお、4市課長は、前記に準じて高校教育課長あてに連絡を行うものとする。

4 措置の決定

神奈川県教育委員会は、前記3により重要な情報を収集したときは、直ちに情報の分析を行い、次のいずれかの措置を講じる。

- (1) 県内全校における学力検査の中止、延期
- (2) 県内一部の学校における学力検査の中止、延期
- (3) 検査時刻の変更（繰り上げ、繰り下げ、打ち切り等）
- (4) その他

5 措置の周知

高校教育課長は、決定された措置について、電話その他の手段により、必要に応じて次の者に連絡する。

- (1) 各県立高等学校長
- (2) 各教育事務所長
- (3) 4市課長

連絡を受けた各教育事務所長及び4市課長は、必要に応じて適切な手段により、管内の市町村教育委員会、各公立中学校長及び市立高等学校長に連絡する。

なお、各県立高等学校長に対する連絡は、原則として別に通知する「県立高等学校に対する連絡組織図」により行う。

6 マスメディア等による周知

高校教育課長は、検査時刻等の変更の有無にかかわらず、決定された措置について、ラジオ等により一般に周知を図るものとする。この場合、協力を依頼する報道機関等は、次のとおりとし、(4)その他については、遅くとも当日の午前7時30分までに報道されるようにする。

- (1) ラジオ日本(1422kHz 午前6時29分前後)
- (2) 2月14日及び3月12日はテレビ神奈川(データ放送のdボタン→赤ボタン→県のおしらせ 午前6時30分以降)
- (3) 2月14日及び3月12日はウェブページ上

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html> 午前6時30分以降)

※ (1)、(2)及び(3)ともに、検査時刻等の変更の有無にかかわらずお知らせします。

- (4) その他

7 検査時刻を繰り下げる場合の措置

共通選抜において前記4の(3)の検査時刻の繰り下げを決定した場合、状況に応じて次の中からその措置を決定するものとする。(時間割は9ページに記載)

- (1) 全校で繰り下げの場合の措置

「1時間繰り下げ」、「1時間30分繰り下げ」又は「2時間繰り下げ」のいずれかの措置をする。

- (2) 一部の学校で繰り下げの場合の措置

高校教育課長と連絡をとり「10分繰り下げ」、「20分繰り下げ」、「30分繰り下げ」、「40分繰り下げ」又は「50分繰り下げ」のいずれかの措置をする。

8 検査終了時の措置

高等学校長は、受検者が安全に帰宅できる場合以外は、次のように対応する。

- (1) 高等学校長は、受検者を校内に待機させ、交通機関の運行状況を確認する。安全な帰宅方法が確認され、在籍中学校長又は保護者と連絡をとることができた場合には、要請があった受検者を帰宅させる。

なお、保護者からの要請で帰宅させた場合は、在籍中学校長にもその旨を連絡する。

- (2) 高等学校長は、在籍中学校長又は保護者と連絡がとれない場合や保護者等の迎えがない場合は、引き続き受検者を校内で保護する。
- (3) 中学校長は、高等学校長と連絡をとり、受検者が安全に帰宅できるよう連絡を密にとる。

9 受検後の措置

中学校長は、交通機関の遅延、不通により受検者が学力検査の一部、又は全部を受検できなかった場合は、後記XIのとおり、事由報告書に遅延証明書等、事由を証明する書類を添付して、速やかに高等学校長に提出する。

10 各公立高等学校長及び各公立中学校長の責務

各公立高等学校長及び各公立中学校長は、非常事態の発生に際しては、臨機の対策を講じるとともに受検者に対して適切な指導等を行い、事故の未然の防止に努めなければならない。

1.1 大規模地震災害に対する防災活動について

(1) 検査の実施中など受検者等が来校中に大規模地震災害が発生した場合(※)の公立高等学校の対応

※ 願書提出、各検査実施中、合格発表、合格者説明会等の場合

ア 受検者等の安全確保

「学校防災活動マニュアルの作成指針（大規模地震編）」（令和元年6月改訂）等の考え方に基づき、受検者等の生命・身体の安全確保を最優先に、在校生に対する対応と同様に対応する。

ただし、在校生と異なり、当該校の構造や地理等、周辺地区の情報を持ち合わせていないことに配慮し、避難場所への誘導等を含めて、各校の実情に合わせて適切に対応する。

なお、避難場所については、志願の際にあらかじめ明示しておくとともに、受検者等の保護者への引き渡しに備えて各高等学校において検査前日までに受検者等の出身中学校や住所・氏名等を記載した名簿を作成しておくこととする。

また、中学校や保護者との連絡に努めるものとするが、災害時は電話回線の混乱が予想されるため、災害用伝言ダイヤル「171」の利用等についても、積極的利用を呼びかける。

非常用の食糧や水については、在校生と同様の対応を行う。

イ 措置の周知

中止・延期の他、その他の措置の周知については、前記5のとおりとするが、連絡が不可能な状況下では、受検者等の安全確保を優先する。

(2) 入学者選抜の実施期間中に大規模地震災害が発生した場合（来校していない場合）

災害の程度、交通機関の運行状況等を勘案し、その後の実施について検討し、その結果を周知する。

(3) Q & A

ア 願書提出前

大地震等の発生により、願書を提出できない場合はどうすればよいか。

- 災害の程度や交通機関の運行状況等から、具体的に判断するが、中止・延期等の措置をした際には、各県立高等学校長、各教育事務所長、4市課長に連絡するとともに、県教委・各学校のホームページの利用の他、報道機関への情報提供等により周知を図る。
- なお、中止・延期等の措置をしない場合についても、県教委より、各学校に対しては出願時間の延長など、柔軟な対応を依頼する場合がある。

イ 願書提出時

願書提出時に大地震等が起きた場合、中学生の避難・誘導及び帰宅対応はどのようにすればよいか。

- 出願の際に大地震等が発生した場合、来校した志願者（中学生等）に対しては、在校生と同様に避難誘導を行う必要がある。
- また、生徒は原則として保護者へ引き渡して帰宅させることとなるため、出身中学校や氏名等の把握に努める必要がある。
- 中学校や保護者との連絡に努めるものとするが、災害用伝言ダイヤル「171」の利用等についても、積極的な利用を呼びかける。
- また、非常用の食糧や水については、在校生と同様の対応を行う。
- なお、中学校においては、生徒の志願の日時の把握に努めるものとする。

ウ 学力検査の実施中

学力検査の実施中に、緊急地震速報が流れた場合、どのように対応すればよいか。

- 受検者に対し、机の下に身を隠す等の指示を行う。安全が確認された後、検査の続行が可能かどうか具体的な状況をみながら、各高等学校において判断する。
- 検査時間に影響があった場合には、数分間の延長を行うなど、柔軟に対応するものとする。
- なお、リスニング中に警報等が鳴り響いた場合や停電により実施が不可能となった場合は、代替問題により対応する。

エ 共通選抜実施後

共通選抜実施後、大地震等が発生した場合、選抜業務の日程の確保のほか、二次募集や定通分割選抜の日程はどのようなになるのか。

- 災害の程度や交通機関の運行状況等から、具体的に判断するが、合格発表やその後の選抜日程について、延期等の措置をした際には、各県立高等学校長、各教育事務所長、4市課長に連絡するとともに、県教委・各学校のホームページの利用の他、報道機関への情報提供等により周知を図る。
- なお、延期等をしない場合についても、県教委より、発表時間の延長等を行うなど、柔軟な対応を依頼する場合がある。

1 2 入学者選抜学力検査当日における携帯電話等の扱いについて

学力検査当日において、携帯電話、PHS、スマートフォン等の携帯情報端末の検査会場への持ち込みは禁止とする。

○ 特別の対応

- ・ 大雪等への対策で、事前に、携帯電話等の持参の申し出が保護者よりあった場合、次の確認事項を中学校から保護者・受検者本人へ指導を徹底することで、検査会場への持ち込みを可とする。

(1) 中学校の対応

- ① 中学校は、自校名入りの封筒を用意し、受検者の氏名、受検番号を記入させる。
 - ② 中学校は、次の内容を保護者・受検者へ指導徹底する。
 - ・ 受検者は中学校が用意した自校名入り封筒を持参し、検査会場に着いたらすぐに電源を切り、封筒に入れ高等学校の指示に従う。
 - ・ 高等学校の指示に従わず、検査中に携帯電話等が検査室内で鳴った（バイブレーションを含む。）場合は、妨害行為とみなされることがあり、高等学校長が妨害行為とみなした場合はその受検者の措置を決定する。特に英語リスニングテストでは、周囲の受検者に迷惑がかかることを周知徹底する。
 - ・ 高等学校の指示に従わず、検査会場内で携帯電話等を所持していた場合は、不正行為とみなされることがあり、高等学校長が不正行為とみなした場合はその受検者の措置を決定する。
- ※ 中学校から高等学校への事前の名簿の提出は行わない。

(2) 高等学校の対応

- ① 学力検査当日に携帯電話等を持参する場合の注意について、志願の際に受検者に明示する。
- ② 学力検査当日は、「検査についての注意」の時間に、携帯電話等の電源を切って封筒にしまうよう指示し、回収する。
- ③ 封筒を忘れたり、誤って携帯電話等を持ってきた受検者についても回収する。
 - ・ この場合に使用する封筒は、再利用封筒は使わない。
 - ・ 配付した封筒に氏名と受検番号を鉛筆で記入させる。
- ④ 回収した携帯電話等を検査室外に持ち出して管理し、検査終了後に返却する。

共通選抜における学力検査の教科等の時間割

○ 全校で繰り下げの場合

正常時間帯	1時間繰り下げ	1時間30分繰り下げ	2時間繰り下げ
8:50 検査の注意 { 9:10	9:50 検査の注意 { 10:10	10:20 検査の注意 { 10:40	10:50 検査の注意 { 11:10
9:20 外国語 { 10:10	10:20 外国語 { 11:10	10:50 外国語 { 11:40	11:20 外国語 { 12:10
10:20 (予鈴) { 10:25	11:20 (予鈴) { 11:25	11:50 (予鈴) { 11:55	12:10 (昼食) { 12:55
11:15 国語 { 11:25 (予鈴)	12:15 国語 { 12:15	12:45 国語 { 12:45	12:55 (予鈴) { 13:00
11:30 数学 { 12:20	(昼食) { 13:00 (予鈴)	(昼食) { 13:30 (予鈴)	国語 { 13:50 (予鈴)
12:20 (昼食) { 13:05	数学 { 13:55	数学 { 14:25	数学 { 14:55
13:05 (予鈴) { 13:10	(予鈴) { 14:10	(予鈴) { 14:40	(予鈴) { 15:10
13:10 理科 { 14:00	理科 { 15:00	理科 { 15:30	理科 { 16:00
14:10 (予鈴) { 14:15	(予鈴) { 15:15	(予鈴) { 15:45	(予鈴) { 16:15
14:15 社会 { 15:05	社会 { 16:05	社会 { 16:35	社会 { 17:05

○ 一部の学校で繰り下げの場合(50分まで10分単位で)

正常時間帯	50分繰り下げ
8:50 検査の注意 { 9:10	9:40 検査の注意 { 10:00
9:20 外国語 { 10:10	10:10 外国語 { 11:00
10:20 (予鈴) { 10:25	11:10 (予鈴) { 11:15
11:15 国語 { 11:25 (予鈴)	12:05 国語 { 12:15 (予鈴)
11:30 数学 { 12:20	12:20 数学 { 13:10
12:20 (昼食) { 13:05	(昼食) { 13:55
13:05 (予鈴) { 13:10	(予鈴) { 14:00
13:10 理科 { 14:00	理科 { 14:50
14:10 (予鈴) { 14:15	(予鈴) { 15:00
14:15 社会 { 15:05	社会 { 15:55

作文による受検の時間割

○ 全校で繰り下げの場合

正常時間帯	1時間繰り下げ
11:15 検査の注意 { 11:25	12:15 検査の注意 { 12:25
11:30 作文 { 12:20	12:30 作文 { 13:20

1時間30分繰り下げ	2時間繰り下げ
12:45 検査の注意 { 12:55	13:15 検査の注意 { 13:25
13:00 作文 { 13:50	13:30 作文 { 14:20

○ 一部の学校で繰り下げの場合

作文による受検は学力検査開始時刻より50分以上遅く、非常事態への対応が可能であるため、一部の学校の繰り下げは行わない。

※ 追検査については、上記の時間割を30分ずつ繰り下げて取り扱う。

Ⅲ 面接・特色検査等実施日において大雪その他非常事態が発生した場合の措置について

面接・特色検査等実施日において、大雪その他非常事態(※)が発生した場合には、次のとおり措置されるようお願いします。

※ 大規模地震災害は除く。大規模地震災害が発生した場合には、Ⅱの１１を参照してください。

- 1 基本的には実施するものとする。
- 2 中学校長は、受検者が検査会場へ向かう途中、交通機関の遅延が生じた場合は、安全に留意して会場に向かうよう努め、可能であれば中学校に連絡をし、その後の対応についての指示に従うよう指導する。
- 3 当日面接・特色検査等会場に来られず、受検できなかった者については、当該高等学校の校長の判断により、翌日以降に面接・特色検査等を実施できるものとする。
判断基準としては、面接・特色検査等実施当日の午後３時までに、面接・特色検査等会場に来られなかった場合とする。
- 4 高等学校の校長は、願書等提出期間中に、中学校長及び志願者に対して、面接・特色検査等会場に指定された時刻までに到着できない場合の具体的な指示内容を伝えるものとする。
- 5 中学校長は、志願者が面接・特色検査等会場へ指定された時刻までに到着できない場合には、上記４により、事前に示された志願先の高等学校の校長の指示に従って対応するよう、志願者を指導するものとする。
- 6 当該高等学校の校長及び志願者の在学（出身）中学校長は、志願者の扱いについて、相互に密接な連絡を図るものとする。

IV 海外からの移住者等を保護者とする志願者に対する受検方法等の取扱いについて

海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者(以下「海外からの移住者等」という。)を保護者とする志願者の、入学選抜における志願及び学力検査・面接等の実施にあたっては、次に示す方法により、適切な取扱いを講じるものとする。

1 志願にあたっての留意事項

- (1) 海外からの移住者等を保護者とする生徒の在籍する中学校の校長は、当該生徒に係る学力検査・面接等に関して海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等の取扱いを必要とする場合、志願を希望する高等学校の校長に対し、次表の日付までに、当該生徒の具体的状況について十分説明するとともに、当該高等学校長あてに「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書」(第5号様式)を送付する。

募集の区分	課 程 等	高等学校への申請
共通選抜 連携募集 イッカル特別募集 中退募集	全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程	令和2年1月20日(月)
定通分割選抜	定時制の課程(夜間)、通信制の課程	令和2年3月2日(月)
二次募集	全日制の課程、定時制の課程(夜間を除く。)	令和2年3月2日(月)
	定時制の課程(夜間)、通信制の課程	令和2年3月19日(木)

- (2) 志願の希望を受けた高等学校の校長は、上記(1)の内容について、次表の日付までに、高校教育課長に報告するとともに、中学校の校長から提出された申請書(第5号様式)を受理した場合は、写しを作成した上で、提出された申請書を、高校教育課長に提出する。

募集の区分	課 程 等	高校教育課提出
共通選抜 連携募集 イッカル特別募集 中退募集	全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程	令和2年1月21日(火)
定通分割選抜	定時制の課程(夜間)、通信制の課程	令和2年3月3日(火)
二次募集	全日制の課程、定時制の課程(夜間を除く。)	令和2年3月3日(火)
	定時制の課程(夜間)、通信制の課程	令和2年3月23日(月)

- (3) 高等学校の校長は、過年度の中学校卒業生等で、海外からの移住者等を保護者とする志願者に対する受検方法等の取扱いを必要とする者が志願を希望する場合は、速やかに高校教育課長に報告する。
- (4) 各市立高等学校における上記(2)、(3)に係る高校教育課長への各報告等は、各市教育委員会を通じて行う。
- (5) 志願変更に伴う取扱いについては、後記VIによるものとする。

2 学力検査・面接等の実施にあたっての取扱い

神奈川県教育委員会は、通常の学力検査・面接等の方法では、受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査等の方法、時間及び会場について、志願先の高等学校の校長と連携を図り、適切な取扱いを講じる。

なお、学力検査問題及び時間延長に係る要望に関する取扱いについては、原則として次のとおりとする。

(1) 学力検査問題の取扱い

学力検査問題の文章中の漢字については、原則としてふりがなを付ける。

(2) 学力検査の時間割

学力検査の時間を延長する場合は、次の時間割を標準とし、状況に応じて弾力的に運用する。

ただし、1教科あたりの検査時間は、実施要領で示された検査時間を下回らないこととする。

ア 共通選抜（全日制の課程、定時制の課程）

【学力検査の時程】

実施要領で示された検査時間			申請により1.5倍までの延長をした場合の検査時間		
時 刻	教 科 等	所要時間	時 刻	教 科 等	所要時間
8:50～9:10	検査についての注意	20分	8:50～9:00	検査についての注意	10分
9:20～10:10	外国語（英語）	50分	9:05～10:20	外国語（英語）	75分
10:25～11:15	国 語	50分	10:30～11:45	国 語	75分
11:30～12:20	数 学	50分	11:45～12:25	昼 食	40分
12:20～13:05	昼 食	45分	12:30～13:45	数 学	75分
13:10～14:00	理 科	50分	13:55～15:10	理 科	75分
14:15～15:05	社 会	50分	15:20～16:35	社 会	75分

【作文の時程】

実施要領で示された作文による検査時間		教 科 等	申請により1.5倍までの延長をした場合の検査時間	
時 刻	所要時間		時 刻	所要時間
11:15～11:25	10分	検査についての注意	11:15～11:25	10分
11:30～12:20	50分	作 文	11:30～12:45	75分

なお、この時間割で実施する場合は、関係中学校等とあらかじめ連携を図り、事前に当該受検者に周知の徹底を図る。

※ 追検査については、上記の時間割を30分ずつ繰り下げて取り扱う。

イ 定通分割選抜（定時制の課程（夜間））及び二次募集（全日制の課程及び定時制の課程（夜間を除く。））

【学力検査の時程】

実施要領で示された検査時間		教 科 等	申請により1.5倍までの延長をした場合の検査時間	
時 刻	所要時間		時 刻	所要時間
9:00～9:10	10分	検査についての注意	8:50～9:00	10分
9:20～9:50	30分	外国語（英語）	9:10～9:55	45分
10:00		（予鈴）	10:05	
10:05～10:35	30分	国 語	10:10～10:55	45分
10:45		（予鈴）	11:05	
10:50～11:20	30分	数 学	11:10～11:55	45分

【作文の時程】

実施要領で示された作文による 検査時間		教 科 等	申請により1.5倍までの延長を した作文による検査の時間	
時 刻	所要時間		時 刻	所要時間
10：15～10：25	10分	検査についての注意	10：15～10：25	10分
10：30～11：20	50分	作 文	10：30～11：45	75分

(3) 学力検査会場の取扱い

学力検査は、志願先の高等学校内に、当該受検者のための学力検査会場を別に設けて実施する。

(4) 留意事項

ア 学力検査の時間割が通常の受検者と異なる場合は、問題漏洩等の事故防止について万全を期すること。

イ 当該受検者に係る学力検査問題用紙は、学力検査問題配付時に拠点校の校長から受領する。

3 「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書」（第5号様式）に対する承認について

1の(2)の期限に提出された申請書に対する承認については、次表の日付までに当該高等学校の校長に承認書を発送する。

募集の区分	課 程 等	当該高等学校への通知
共通選抜 連携募集 インクル特別募集 中退募集	全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程	令和2年2月7日(金)
定通分割選抜	定時制の課程（夜間）	令和2年3月9日(月)
二次募集	全日制の課程、定時制の課程（夜間を除く。）	令和2年3月9日(月)
	定時制の課程（夜間）、通信制の課程	令和2年3月24日(火)

各市立高等学校への通知は、各市教育委員会を通じて行う。

なお、通知のあった高等学校の校長は、当該中学校の校長に通知する。

V 障害等のある志願者に対する受検方法等の取扱いについて

障害等のある志願者の入学者選抜における志願及び学力検査・面接等の実施にあたっては、障害等があることにより不利益な扱いとならないように十分留意するとともに、次に示す方法により、適切な取扱いを講じるものとする。

1 志願にあたっての留意事項

- (1) 障害等のある生徒の在籍する中学校の校長は、当該生徒に係る学力検査・面接等に関して障害等のある志願者に対する受検方法等の取扱いを必要とする場合、志願を希望する高等学校の校長に対し、次表の日付までに、当該生徒の障害等の状況、中学校で特に取扱いをしている事項等について、十分説明するとともに、当該高等学校長あてに「受検方法等申請書」（第6号様式）を送付する。

募集の区分	課 程 等	高等学校への申請
共通選抜 連携募集 特別募集 中退募集	全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程	令和2年1月20日(月)
定通分割選抜	定時制の課程（夜間）、通信制の課程	令和2年3月2日(月)
二次募集	全日制の課程、定時制の課程（夜間を除く。）	令和2年3月2日(月)
	定時制の課程（夜間）、通信制の課程	令和2年3月19日(木)

- (2) 志願の希望を受けた高等学校の校長は、当該高等学校の教育方針、教育課程、学習環境及び入学後の対応等について、中学校の校長及び保護者等と十分協議し、了解を得る。
- (3) 志願の希望を受けた高等学校の校長は、上記(1)及び(2)の内容について、次表の日付までに、高校教育課長に報告するとともに、中学校の校長から提出された申請書（第6号様式）を受理した場合は、写しを作成した上で、提出された申請書を、高校教育課長に提出する。

募集の区分	課 程 等	高校教育課提出
共通選抜 連携募集 特別募集 中退募集	全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程	令和2年1月21日(火)
定通分割選抜	定時制の課程（夜間）、通信制の課程	令和2年3月3日(火)
二次募集	全日制の課程、定時制の課程（夜間を除く。）	令和2年3月3日(火)
	定時制の課程（夜間）、通信制の課程	令和2年3月23日(月)

- (4) 各市立高等学校における(3)に係る高校教育課長への報告等は、各市教育委員会を通じて行う。
- (5) 志願変更に伴う取扱いについては、後記VIによるものとする。

2 学力検査・面接等の実施にあたっての取扱い

神奈川県教育委員会は、通常の学力検査・面接等の方法では、受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査等の方法、時間及び会場について、志願先の高等学校の校長と連携を図り、適切な取扱いを講じる。

なお、学力検査の時間延長及び学力検査会場の取扱いに係る要望については、海外からの移住者を保護者とする志願者に対する受検方法等の取扱いに準じるものとする。

また、学力検査の時間割が通常の受検者と異なる場合は、問題漏洩等の事故防止について万全を期すること。

3 「受検方法等申請書」（第6号様式）に対する承認について

1の(3)の期限に提出された申請書に対する承認については、次表の日付までに当該高等学校の校長に承認書を発送する。

募集の区分	課 程 等	当該高等学校への通知
共通選抜 連携募集 特別募集 中退募集	全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程	令和2年2月7日(金)
定通分割選抜	定時制の課程（夜間）、通信制の課程	令和2年3月9日(月)
二次募集	全日制の課程、定時制の課程（夜間を除く。）	令和2年3月9日(月)
	定時制の課程（夜間）、通信制の課程	令和2年3月24日(火)

各市立高等学校への通知は、各市教育局を通じて行う。

なお、通知のあった高等学校の校長は、当該中学校の校長に通知する。

VI 志願変更に伴う受検方法等申請書の取扱い及び志願資格の確認について

志願変更期間に海外からの移住者等を保護者とする志願者及び障害等のある志願者が志願変更する場合並びに一般募集から特別募集への志願変更に伴う志願資格要件の確認については、次に掲げる方法により取り扱うものとする。

1 海外からの移住者等を保護者とする志願者及び障害等のある志願者の志願変更

(1) 中学校

中学校の校長は、海外からの移住者等を保護者とする志願者及び障害等のある志願者の志願変更にあたっては、志願先の高等学校長及び志願変更先の高等学校長に対し、志願者が手続を行う前に連絡をする。

特に、志願変更先の高等学校長に対しては、海外からの移住者等を保護者とする志願者にあつては当該生徒の具体的状況について、また、障害等のある志願者にあつては当該生徒の障害等の状況、中学校で特に取扱いをしている事項等について十分説明する。

(2) 志願先の高等学校

ア 志願者から志願変更願が提出された場合、入学願書とともに受検方法等申請書の写しを志願者に返還する。

ただし、志願者が特別募集に志願変更する場合、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書」（第5号様式）の写しについては返還しないこととする。

また、志願者には受検方法等申請書の写しを、志願変更先の高等学校へ入学願書とともに提出するよう指示する。

イ 志願変更した志願者の氏名及び志願変更先の高等学校名を高校教育課へ電話連絡する。

(3) 志願変更先の高等学校

志願変更により、上記受検方法等申請書の写しを提出する志願者がある場合は、志願者の氏名及び志願変更前の高等学校名を高校教育課へ電話連絡する。

2 一般募集から特別募集への志願変更に伴う志願資格要件の確認

(1) 中学校

中学校の校長は、一般募集から特別募集への志願変更願が提出された場合、当該特別募集への志願資格要件を確認の上、出身中学校の校長の確認印を押印するとともに、志願変更先の高等学校への志願変更手続の際に、志願資格要件を証明できる書類を提示するよう指導する。

(2) 志願先の高等学校

志願先の高等学校は、志願者から志願変更願が提出された場合、記入内容を確認の上、入学願書等を返還するなど事務手続を行うとともに、志願変更先の高等学校への提出書類（当該特別募集への志願資格要件を証明できる書類の提示を含む。）について指示する。

(3) 志願変更先の高等学校

特別募集を行う志願変更先の高等学校は、一般募集から特別募集へ志願変更する志願者から志願変更願及び特別募集の入学願書等が提出された場合、当該特別募集への志願資格要件を確認できる書類の提示を求め、志願資格要件を確認の上、受け付ける。

Ⅶ 長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱いについて

長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の入学者選抜における志願等については、次により取り扱うものとする。

1 参考のできる学習の記録等

考慮すべき特別な事情があつて長期の欠席をし、「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」（第7号様式）を提出した生徒は、次の「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」（第9号様式）の内容により、取扱いを選択して申請することができる。

1 2年次長欠該当者	① 2年次の学習の記録は参考とせず、3年次の学習の記録を参考にする。
	② 2、3年次ともに参考としない。
2 3年次長欠該当者	① 2年次の学習の記録を参考にし、3年次の学習の記録は参考にしない。
	② 2、3年次ともに参考としない。
3 2年次、3年次長欠該当者	① 2年次の学習の記録を参考にし、3年次の学習の記録は参考にしない。
	② 2年次の学習の記録は参考とせず、3年次の学習の記録を参考にする。
	③ 2、3年次ともに参考としない。

2 対象となる者の要件

この取扱いの対象となるためには、次の二つの要件を備えていることが必要である。

- (1) 長期の欠席について病気などの特別な事情があること。
- (2) 第2学年、第3学年のいずれかの学年、又は両方の学年において、欠席日数に、次表の教育施設等で指導等を受け、出席扱いとした場合の該当日数を加算して得られた日数が、出席しなければならない日数の3分の1以上であること。

$$\frac{\text{出席しなければならない日数}}{\text{出席しなければならない日数}} \times \frac{1}{3} \leq \text{欠席日数} + (\text{出席扱いの日数})$$

教育施設等	概 要
① 教育支援センター（適応指導教室）	教育委員会が、学校以外の場所又は学校の余裕教室等を活用して設置した不登校の児童・生徒を対象とした教育機関
② 相談指導学級	学校内に併設された学校復帰のための指導学級
③ 民間教育施設	一定の要件を満たし、中学校長と市町村教育委員会との十分な連携により、適当と判断された施設
④ 保健室・図書室等	学校復帰のための指導場所として学校長が認めた場所

3 中学校の校長の手続

(1) 「欠席状況証明書」の交付

選考にあたって、長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱い（資料の整わない者としての選考）を希望する志願者から、「欠席状況証明書」（第8号様式）の交付についての申出があった場合は、中学校の校長は、欠席状況証明書を作成し、厳封の上、志願者に交付する。

(2) 欠席状況証明書の記入

記 入 欄	内 容
① 出席しなければならない日数欄	○ 学年ごとに記入する。 ただし、第3学年については、12月末までの日数を記入する。
② 欠席日数欄	○ 学年ごとに記入する。 ただし、第3学年については、12月末までの日数を記入する。 ○ 前記2の表に掲げる教育施設等で指導等を受け、出席扱いとした日がある場合は、該当日数をカッコ書きし、欠席日数の横に、外数として記入する。

※ 欠席状況については、申請の対象となる学年のみを記入する。

4 志願者の手続

志願者は、出願時に入学願書とともに「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」（第7号様式）及び「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」（第9号様式）に必要事項を記入し、中学校長の発行する「欠席状況証明書」（第8号様式）を添えて、志願先の高等学校に提出する。

5 志願先の高等学校での取扱い

志願者から提出された「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」（第7号様式）、「欠席状況証明書」（第8号様式）及び「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」（第9号様式）について、次により確認する。

(1) 「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」（第7号様式）関係

長期の欠席の理由欄の記載内容が、本制度の趣旨に添ったものであることを確認する。

(2) 「欠席状況証明書」（第8号様式）関係

欠席日数欄に記載された欠席日数と、カッコ内に記載された日数とを加算し、前記2の対象となる者の要件に該当するか確認する。

(3) 「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」（第9号様式）関係

志願者が希望している取扱い内容と「欠席状況証明書」（第8号様式）の欠席状況が適切であるか確認する。

(4) なお、対象とすることについて疑義がある場合は、高校教育課と協議の上、対応する。

6 志願変更に伴う志願先の高等学校での取扱い

志願変更期間に上記申請書を提出した志願者が志願変更する場合は、次により取り扱うものとする。

<志願変更前の志願先の高等学校での対応>

(1) 志願者から志願変更願が提出されたら、入学願書とともに「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」（第7号様式）、「欠席状況証明書」（第8号様式）及び「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」（第9号様式）を志願者に返還する。既に欠席状況証明書を開封している場合は、再度厳封する。

ただし、志願者が県立相模向陽館高等学校に志願変更する場合は返還しないこととする。（下記8を参照）

(2) 志願者には「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」（第7号様式）、「欠席状況証明書」（第8号様式）及び「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」（第9号様式）を志願変更先の高等学校へ入学願書とともに提出するよう指示する。

7 選考の方法

選考にあたっては、「面接の結果」、「学力検査の結果」及び「調査書の学習の記録（学習の記録については、志願者が申請した学年のもの）」等の参考にできる資料を活用して適正に選考する。

8 県立相模向陽館高等学校における、長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱いについて

県立相模向陽館高等学校では、資料の整わない者や長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者に配慮した選考を行うため、「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」（第7号様式）、「欠席状況証明書」（第8号様式）及び「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」（第9号様式）の提出は要さないこととする。（申請があっても、受付はしない。）

9 その他

第2学年及び第3学年のいずれか又は両方が目標に準拠した評価となっていない場合には、従来どおり、資料の整わない者として取り扱う。

VIII 志願取消及び入学辞退について

1 志願の取消しをする場合、次に示す方法により速やかに手続を行い、「志願取消届」(第12号様式)を当該高等学校長に提出する。ただし、志願した選抜の募集期間中は志願の取消しはできない。また、「志願取消届」(第12号様式)が提出された場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 中学校長は、志願を取り消す者が出た場合、本人の意思を確認の上、速やかに当該高等学校長にその旨を電話連絡し、本人に対し、当該の高等学校へ「志願取消届」(第12号様式)を速やかに提出する旨の指示をするとともに、「志願取消届」の中学校長の確認欄に記入押印する。
- (2) 提出については、原則持参とし、「志願取消届」が当該高等学校へ到着したことにより受理とする。
- (3) 原則として合格発表日の前日正午までに、「志願取消届」が提出され、受理された場合、志願取消者が合格予定者であれば合格者を繰り上げる。

2 全日制の共通選抜にあつては横浜市立戸塚高等学校、県立横浜国際高等学校並びに農業、工業、商業及び水産に関する学科のうち、第2希望の志願ができる場合において、定時制の共通選抜にあつては県立神奈川工業高等学校、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校及び川崎市立川崎高等学校において、定時制の定通分割選抜にあつては県立神奈川工業高等学校において、第2希望だけの志願の取消しができる。

この第2希望の志願の取消しをする場合、志願取消の手続に準じて速やかに行う。また、「志願取消届」(第12号様式)が提出された場合の措置は、次のとおりとする。

- 原則として合格発表日の前日正午までに、第2希望への志願が可能な高等学校に第2希望の「志願取消届」(第12号様式)が提出され、受理された場合、志願取消者が第2希望による合格予定者であれば合格者を繰り上げる。

3 入学を辞退する場合、次に示す方法により速やかに手続を行い、「入学辞退届」(第21号様式)を当該高等学校長に提出する。

- (1) 中学校長は、入学を辞退する者が出た場合、本人の意思を確認の上、速やかに当該高等学校長にその旨を電話連絡し、本人に対し、当該の高等学校へ「入学辞退届」(第21号様式)を速やかに提出する旨の指示をするとともに、「入学辞退届」の中学校長の確認欄に記入押印する。
- (2) 提出については、原則持参とするが、電話による辞退の連絡の後、郵送も可とする。ただし、どちらの場合であっても、辞退届が当該高等学校へ到着したことにより受理とする。

IX 山梨、静岡両県の本県に隣接する地域に居住している者の志願について

山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住していて、通学の便宜上本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる者の志願先は、次のとおりとする。

居住地域	区 分	承認される志願先
静岡県	静岡県内の中学校在学(又は出身)者のうち、静岡県小山地区の在住者	県立山北高等学校
山梨県	山梨県内の中学校在学(又は出身)者又は青根中学校出身者	県立津久井高等学校

* 上記の高等学校の全日制の課程を志願する場合は、他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。

X 県立海洋科学高等学校における志願資格の特例

県外から県立海洋科学高等学校を志願する者で、原則として水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住する者

(令和2年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領より抜粋)

令和2年4月1日までに県内への転居の予定がなく県立海洋科学高等学校に志願できる者は、次の都府県(※)に居住する者とする。

※「船舶職員養成施設に指定」された公立高等学校のない都府県

	都府県名		都府県名		都府県名
1	秋田県	8	福井県	15	和歌山県
2	栃木県	9	山梨県	16	鳥取県
3	群馬県	10	長野県	17	岡山県
4	埼玉県	11	岐阜県	18	広島県
5	東京都	12	滋賀県	19	徳島県
6	富山県	13	大阪府	20	佐賀県
7	石川県	14	奈良県		

* 県立海洋科学高等学校を志願する場合は、他の都府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。

XI 不完全な受検の取扱いについて

入学者選抜において、志願する高等学校の必要な検査（定時制の課程における20歳以上の者で学力検査に代えて実施する作文を含む。以下「必要な検査」という。）をすべて受検することが選考の対象となるために必要な条件である。なお、検査の一部を受検しなかった者については、次により適切に取り扱うものとする。

1 不完全受検者について

各募集において、必要な検査のうち、正当な事由なく検査の一部(※)を受検しなかった者（以下「不完全受検者」という。）は、選考の対象としない。ただし、遅刻してきた受検者に対しては、残りの検査を受けさせるものとする。

※ 検査の一部を受検しなかった者の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 指定された学力検査のうち、一部の教科を受検しなかった。② 面接を欠席した。③ 特色検査を欠席した。 |
|---|

2 中学校の校長の手続

志願した者の中学校の校長は、志願者が志願の取消しによるものでなく、必要な検査において、検査の一部を受検しなかった場合、それが志願者の急な病気や事故などの正当な事由によるときは、その事由を証明する書類を添付の上、志願先の高等学校の校長が指定する日時までに、志願先の高等学校の校長あてに「神奈川県公立高等学校入学者選抜に係る検査のうち、一部を受検しなかった者の事由報告書」（様式XI）（以下「事由報告書」という。）を提出しなければならない。

3 高等学校の校長の手続

(1) 校長の判断

志願先の高等学校の校長は、必要な検査において、検査の一部を受検しなかった者の中学校の校長に志願の取消しかどうかを確認し、取消しであれば、速やかに「志願取消届」（第12号様式）の提出を依頼する。

志願の取消しによるものでない場合は、正当な事由があったかどうかを確認し、正当な事由があれば、「事由報告書」を指定した日時までに提出することを依頼し、提出された報告書により、不完全受検者かどうかについて判断をする。

なお、「事由報告書」の提出がない場合は不完全受検者とする。

(2) 入学者選抜業務等の処理

不完全受検者は、選考の対象としないが、23ページの参考様式にならい、可否結果通知書を「不合格」として作成し、発行する。

(様式 XI)

中学校から志願先の高等学校へ

神奈川県公立高等学校入学者選抜に係る検査のうち、
一部を受検しなかった者の事由報告書

令和 年 月 日

立 高等学校長

中学校名

校長名

印

受検にあたって、貴校を志願する次の者が検査当日に検査のうち、

_____ を受検しなかったことについて、
次の事由であったことを報告します。

(事由)

(添付の証明書) ※診断書等

志 願 先 _____ 高等学校 受 検 番 号 _____ 番

_____ の課程 _____ 科 _____ 【コース、
部等】

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

住 所 _____

※ 志願先の高等学校に提出のこと。

合否結果通知書の参考例

合 否 結 果 通 知 書

受検番号 ○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○ 様

氏名の表記に配慮を要する場合には
原則として入学願書の氏名とする。
なお、「合格通知書」については、
原則として調査書の氏名とする。

令和 2 年 月 日

各選抜の発表日を記入する。

あなたの令和2年度神奈川県公立高等学校（○○制）の入学者選抜における
○○選抜の結果は次のとおりです。

合否結果

「共通選抜、定通分割選抜、連携募集、○○特別募集又は中途退学者
募集」の区別を記入する。
※ 二次募集の場合は、「選抜」とのみ記入する。

学科・コース名等を記入する。

○ ○ 科

合格 （ 不合格 ）

○ ○ ○ ○ 立

○ ○

高等学校長

- ※ 第2希望での合格の場合は、第2希望の学科(コース・部等)名を記入する。
- ※ 第1希望、第2希望とも不合格の場合は、両学科(コース・部等)名を併記する。
(「不合格」の表記は1箇所のみとする。)
- ※ 第2希望を志願した者で、第2希望の選考が行われなかった場合の不合格者には、
「なお、△△科(コース・部等)の選考においては、第2希望の選考は行いませんでした。」
と記載する。
なお、第2希望の選考がなかった学校については、全員の「合否結果通知書」に、
「本校では第2希望の選考は行いませんでした。」と記入してもよい。

XII 学力検査等における不正行為又は妨害行為があった場合の措置について

高等学校の校長は、学力検査等における受検者の不正行為及び妨害行為について、事故防止に努めるとともに、不正と疑われる行為、若しくは妨害行為があった場合は、適切に措置する。

不正行為又は妨害行為があった場合は、すべての検査を終了の後、該当生徒をすぐには帰宅させず、在籍（出身）中学校の担任等及び保護者に来校を依頼し、原則として同席の上で状況を説明し、保護者とともに帰宅させる。

受検者の在籍（出身）中学校長は、上記の連絡を受けた際は、適切に対応することとする。

なお、成人の受検者の場合には本人のみへの説明で可とする。

※ 不正行為又は妨害行為とは次のことを指す。

- ① 予め準備した資料等を用いて答案を作成すること。（検査内容により準備した資料の使用を認めている場合を除く。）
- ② 他の受検者の答案をのぞいたり、受検者同士で相談する等、他の受検者から利益を得ること又は他の受検者に利益を与えること。
- ③ 監督者の指示に従わないこと。
- ④ 検査等の実施を故意に妨害すること。
- ⑤ 他の受検者に害を加えること。
- ⑥ その他、校長が不正行為又は妨害行為と認めること。

XIII 募集定員の内訳としての募集人員の算出方法並びに横浜市立及び川崎市立の高等学校における学区外入学許可限度数の算出方法について

【小数点以下切り捨て・四捨五入の考え方】

小数点以下切り捨て … 「定通分割選抜実施校の共通選抜募集人員を算出する場合」
「第1次選考の人員を算出する場合」
「学区外からの入学を許可される者の数を求める場合」
小数点以下四捨五入 … 上記以外の数値を求める場合

1 定通分割選抜実施校の共通選抜募集人員の算出方法

- 募集定員の80%（募集率）で、募集定員 × 募集率 （小数点以下切り捨て）

2 定通分割選抜の募集人員の算出方法

- 当該高等学校の募集定員から共通選抜の募集人員を減じた数

募集定員 - 共通選抜の募集人員

- * ただし、合格者が共通選抜の募集人員に満たない場合は、それぞれの未充足者数を定通分割選抜の募集人員に加える。

また、共通選抜の合格者から入学辞退があった場合には、入学手続の有無にかかわらず、次のとおり扱うこととする。

- (1) 定通分割選抜の募集期間の前日（前日が週休日の場合はその前日）までに、共通選抜の合格者から入学辞退があった場合 … 辞退者数を定通分割選抜の募集人員に加算する。
(2) 定通分割選抜の募集期間以降合格発表までの間に、共通選抜の合格者から入学辞退があった場合 … 定通分割選抜の合格者数に加える。（募集定員を限度）

3 共通選抜における選考に際しての募集人員の扱い（クリエイティブスクール、県立横浜国際高等学校、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校及び通信制の課程を除く。）

- 第1次選考の人員は、共通選抜の募集人員の90%

共通選抜募集人員 × 0.9 （小数点以下切り捨て）

- 第2次選考の人員は、共通選抜の募集人員より第1次選考及び資料の整わない者の選考の合格者を減じた数

共通選抜の募集人員 - 第1次選考及び資料の整わない者の選考の合格者

4 横浜市立及び川崎市立の高等学校における第4条学区外から入学を許可される者の数の算出方法

- 第4条学区外から入学を許可される者の数

ア 募集定員における学区外から入学を許可される者の数（以下、「入学限度数」という。）を算出する場合

（入学限度数が募集定員の8%以内の場合）

募集定員 × 0.08 （小数点以下切り捨て）

イ 共通選抜における「入学限度数」を算出する場合

アの計算で得られる数 × 共通選抜募集率 （小数点以下切り捨て）

ここで、共通選抜募集率とは、定通分割選抜を実施しない学校においては100%、実施する学校においては80%

ウ 定通分割選抜における「入学限度数」を算出する場合

アの計算で得られる数 - イの計算で得られる数

- ※ ただし、定通分割選抜を実施する学校において、共通選抜合格者のうち、学区外合格者が共通選抜の「入学限度数」（イの計算で得られる数）に満たない場合は、その未充足者数を定通分割選抜の「入学限度数」（ウの計算で得られる数）に加える。

例 定通分割選抜を実施する学校において、募集定員105人、入学限度数が募集定員の8%以内の場合

ア 「入学限度数」 $105 \times 0.08 = 8.4 \rightarrow 8人$ （小数点以下切り捨て）

イ 共通選抜「入学限度数」 $8 \times 0.8 = 6.4 \rightarrow 6人$ （小数点以下切り捨て）

ウ 定通分割選抜「入学限度数」 $8 - 6 = 2人$

XIV 共通選抜において募集人員より合格者数が少なかった場合や、合格者から辞退者が出た場合の対応について

1 夜間の定時制及び通信制における共通選抜及び定通分割選抜について

- ・ 夜間の定時制及び通信制の共通選抜において合格者が募集人員より少なかった場合や、3月2日（月）の午後5時までに辞退者が出た結果、共通選抜の募集人員を割り込んだ場合は、それぞれの未充足数を定通分割選抜の募集人員に加えて定通分割選抜募集人員を確定し、以後は定通分割選抜募集人員を変更しない。
- ・ 3月3日（火）以降に辞退者が出た場合は、確定した定通分割選抜募集人員を超えて、募集定員まで合格とする。
- ・ 定通分割選抜の合格発表時点で募集定員に欠員のある場合は二次募集の対象校とする。
- ・ 辞退者数については、各高等学校から報告を求め、記者発表するほか、各高等学校で辞退者数を3月3日（火）から3月6日（金）まで掲示する。

【定通分割選抜の合格発表時に合格とすべき人数 X】

ア 共通選抜の合格者数から辞退者数を減じた数が共通選抜の募集人員以内の場合

$$X = \text{募集定員} - \text{共通選抜合格者数} + \text{辞退者}$$

例① 〈共通選抜の合格者が募集人員より少なかった場合〉

募 集 定 員 100		
共通選抜の募集人員80		
共通選抜の合格者数75		未充足5
		辞退者5
定通分割選抜で合格とすべき人数30		

例② 〈共通選抜の合格者が募集人員と同数であった場合〉

- ・ 定通分割選抜で当初予定した募集人員（辞退者があればその人数を加えた人数）まで合格とする。図は省略。

例③ 〈共通選抜において募集人員を超えて合格者を出したが、辞退者がいたため募集人員に満たない場合〉

募 集 定 員 100		
共通選抜の募集人員80		
共通選抜の合格者数82		
		辞退者5
定通分割選抜で合格とすべき人数→		23

イ 共通選抜合格者数から辞退者数を減じた数が共通選抜募集人員を超えている場合

$$X = \text{募集定員} - \text{共通選抜募集人員}$$

例：〈共通選抜において募集人員を超えて合格者を出し、辞退者を減じてもお募集人員を超える場合〉

募 集 定 員 100		
共通選抜の募集人員80		
共通選抜の合格者数82		
		1 ← 辞退者
定通分割選抜で合格とすべき人数→		20

2 共通選抜二次募集の実施校について

- ・ 共通選抜の合格発表時点で募集定員に欠員のある場合は二次募集の対象校とする。
- ・ 2月28日（金）の合格発表以降に共通選抜入学辞退者が出た場合は、確定した二次募集募集人員を超えて、募集定員まで合格とする。
- ・ 辞退者数については、各高等学校から報告を求め、記者発表するほか、各高等学校で辞退者数を3月3日（火）から3月6日（金）まで掲示する。

XV 追検査について

1 共通選抜、特別募集（海外帰国生徒・在県外国人等）、中途退学者募集及び別科について

志願する者のうち、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査を受検を希望する者については、次により取り扱うものとする。

(1) 中学校の校長の手続

追検査を受検を希望する者の中学校の校長は、それが、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情によるときは、速やかに、志願先の高等学校の校長に連絡するとともに、下記の提出期間及び受付時間に、追検査受検願（第28号様式）を提出する。この場合、追検査を受検する事由を証明する書類（医師の診断書等）を併せて提出しなければならない。

なお、追検査受検願（第28号様式）の様式については、次のウェブページにも掲載がある。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/r2/jishiyoryo.html>)

(2) 高等学校の校長の手続

志願先の高等学校の校長は、追検査を受検を希望する者の中学校の校長から提出された追検査受検願（第28号様式）及び事由を証明する書類を確認し、やむを得ない事情であれば、追検査受検許可書を交付する。

なお、医師の診断書の発行に時間を要し、下記の提出期間に事由を証明する書類を提出することができない場合において、その提出期限は令和2年2月19日（水）午後4時とする。

追検査受検願（第28号様式）の提出期間及び受付時間

提 出 期 間	受 付 時 間
令和2年2月14日（金）及び2月17日（月）	2月14日（金）は、午後1時から午後4時まで 2月17日（月）は、午前9時から正午まで

(3) 会場を追加・変更する場合について

ア 追加・変更がある場合

高校教育課より連絡のあった高等学校の校長は、中学校の校長に連絡する。中学校の校長は、追検査を受検する者に連絡する。また、追加・変更の内容について、2月18日（火）午後2時以降、次のウェブページ上に掲載する。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

イ 追加・変更がない場合

追加・変更がないことについて、2月18日（火）午後2時以降、次のウェブページ上に掲載する。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

この場合において、前記アのような連絡は行わない。

(4) 追検査当日及び前日等において大雪その他非常事態が発生した場合の措置等について

ア 前記Ⅱの1の(2)、(3)、2、3、4、5、7、8、9、10、11及び12に準じて取り扱うものとする。

イ 中学校の校長は、追検査実施については、当日6時30分以降、次のウェブページ上で確認するよう受検者に周知する。(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

(5) その他

追検査を受検する者が、面接又は特色検査を受検しなかった場合、中学校長の校長は、それが志願者の急な病気や事故などの正当な事由によるときは、追検査受検願（第28号様式）とは別に、「事由報告書」を提出しなければならない。（21ページの「XI 不完全な受検の取扱いについて」を参照）

2 連携型中高一貫教育校連携募集(県立光陵高等学校を除く。)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集について

志願する者のうち、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者については、次により取り扱うものとする。

(1) 中学校の校長の手続

前記1の(1)に準じて取り扱うものとする。ただし、提出期間及び受付時間については、下記のとおり。

(2) 高等学校の校長の手続

志願先の高等学校の校長は、追検査の受検を希望する者の中学校の校長から提出された追検査受検願(第28号様式)及び事由を証明する書類を確認し、やむを得ない事情であれば、追検査受検許可書を交付する。

なお、医師の診断書の発行に時間を要し、下記の提出期間に事由を証明する書類を提出することができない場合において、その提出期限は令和2年2月21日(金)午後4時とする。

追検査受検願(第28号様式)の提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和2年2月17日(月)及び2月18日(火)	2月17日(月)は、午後1時から午後4時まで 2月18日(火)は、午前9時から正午まで

XVI その他

1 面接シートの提出について

- コピーによる提出を可とする。

2 志願、志願変更、志願取消、合格発表及び入学辞退の際の留意事項について

- 志願、志願変更、志願取消、合格発表及び入学辞退の手続(以下、「手続等」という。)を行うのは志願者本人とする。やむを得ない事情により、代理人が手続を行う場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 中学校長の手続等

- ・ 中学校長は手続等を行う高等学校に、手続の内容、志願者氏名、代理人の氏名、志願者と代理人の関係を事前に連絡する。ただし、志願変更については事前の連絡は不要とする。
- ・ 代理人に対して、身分を証明するもの(運転免許証等)を持参することを指示する。なお、代理人が保護者以外の場合は、委任状(手続の内容、代理人の住所及び氏名、志願者との関係、志願者の住所及び氏名(自署及び押印)が必要)を併せて持参することを指示する。

(2) 高等学校の校長の手続等

- ・ 高等学校の校長は、代理人の身分を確認後、所定の手続等を行う。

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課
入学者選抜・定員グループ
〒231-8509 横浜市中区日本大通 3 3
電話 (045)210-8084 (直通)